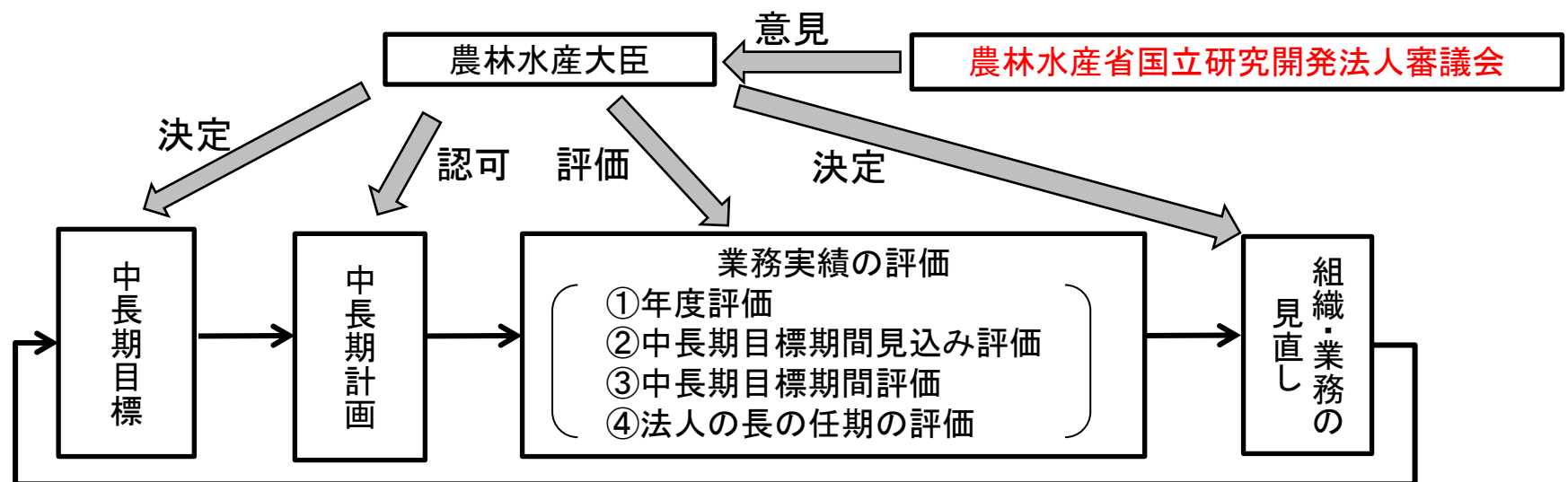


農林水産省国立研究開発法人審議会 林野部会について

平成27年7月9日
林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会の役割

- ・ 独立行政法人通則法に基づき、国立研究開発法人の業務運営に関する意見聴取のために設置。
- ・ 審議事項
 - (1) 中長期目標の策定・変更(通則法第35条の4第4項)
 - (2) 業務実績評価(通則法第35条の6第6項)
 - ① 各事業年度に係る業務実績の評価(事業の翌年度)
 - ② 中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価(中長期目標期間の最終年度)
 - ③ 中長期目標期間に係る業務実績の評価(中長期目標期間最終年度の翌年度)
 - ④ 法人の長の任期に係る業務実績の評価(中長期目標期間途中で法人の長が退任した場合)
 - (3) 中長期目標期間終了時の業務・組織の見直しの検討(通則法第35条の7第2項)
 - (4) 中長期計画の認可その他の審議が必要な事項(独立行政法人の目標設定に関する指針、独立行政法人の評価に関する指針)



林野部会の役割

- 国立研究開発法人森林総合研究所の評価等を担当。
- 研究開発業務に加え、それ以外の事務事業（森林保険業務、水源林造成事業、財務会計等）についても審議。
- 構成
 - 委員： 酒井委員
田村委員
 - 臨時委員： 志賀臨時委員（森林保険）
徳地臨時委員（水源林造成事業）
文野臨時委員（財務会計等）
 - 専門委員： 榎本専門委員（研究開発）
小島専門委員（研究開発）
中山専門委員（研究開発）

審議会のスケジュール

	農林水産大臣	総会	林野部会
平成27年 5月22日		総会 立上げ(審議会運営規則 の決定等)	
6月	法人から自己評価書の提出		
7月9日			第1回林野部会 ・ 業務の実績評価(年度評価及び見込評価)、組織・ 業務の見直しについて意見聴取
7月末 8月上旬 8月中旬	・ 年度評価の決定 ・ 見込評価の決定 ・ 組織・業務の見直し措置の決定		
	総務省委員会:目標期間の見 込み評価、組織・業務の見 直し措置を点検		
12月			第2回林野部会 ・ 新中長期目標案に対する意見聴取
平成28年 1月上旬	・ 新中長期目標案決定		
	総務省委員会が点検		
2月下旬	・ 新中長期目標の決定 ⇒ 大臣から法人に指示		
3月中旬			第3回林野部会 ・ 新中長期計画案に対する意見聴取
3月末まで	・ 新中長期計画の認可		

評価の目的・趣旨・基本方針

1. 年度評価

- ① 「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的
- ② 評価対象年度以降の業務運営の改善等に活用
- ③ 各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評価
- ④ 研究開発に係る事務及び事業は、必ずしも時間に応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価
- ⑤ 法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意。
- ⑥ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合等には、評価において考慮

2. 中長期目標期間見込評価

- ① 「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的
- ② 中長期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性、業務及び組織の全般にわたる検討、新中長期目標の策定に活用
- ③ 中長期目標の達成状況等の全体について総合的に評価
- ④ 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中長期目標が適切に策定されるよう留意。
- ⑤ 年度評価の④～⑥の視点

評価方法

1. 項目別評価

- ① 各評価単位にS、A、B、C、Dの5段階の評価語を付す(評価区分は次のスライド参照)
- ② その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述
- ③ 業務運営の改善に資する助言等についても付言

2. 総合評価

① 総合評価の基礎となるランク付け

I. 項目別評価結果を点数化(S:4、 A:3、 B:2、 C:1、 D:0)

II. 全ての評価単位の点数を単純平均したものによりランク付け

3.5以上	: S	2.5以上3.5未満: A	1.5以上2.5未満: B
0.5以上1.5未満: C	0.5未満:	D	

② 全体評価

- ・ その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述
- ・ 業務運営の改善に資する助言等を付言
- ・ 政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味

③ 評価語による評価

- ・ 項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案
- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げ
- ・ S、A、B、C、Dの5段階の評価語を付す(評価区分は次のスライド参照)

######